（児童扶養手当法施行令の一部改正）

**第一条**　児童扶養手当法施行令（昭和三十六年政令第四百五号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「四万二千二百九十円」を「四万二千五百円」に改め、同条第二項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「九千九百九十円」を「一万四十円」に改め、同条第三項中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「五千九百九十円」を「六千二十円」に改める。

第二条の四第三項中「〇・〇一八六七〇五」を「〇・〇一八七六三〇」に改め、同条第四項中「〇・〇〇二八七八六」を「〇・〇〇二八九六〇」に改め、同条第五項中「〇・〇〇一七三四一」を「〇・〇〇一七二二五」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

**第二条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「三万四千二百七十円」を「三万四千四百三十円」に、「五万千四百五十円」を「五万千七百円」に改める。

第九条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千六百五十円」に改める。

第十条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「二万六千八百十円」を「二万六千九百四十円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部改正）

**第三条**　特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和六十年政令第三百二十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二条の二中「平成二十九年四月」を「平成三十年四月」に、「一万四千五百八十円」を「一万四千六百五十円」に改める。

**附　則**

（施行期日）

1　この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　平成三十年三月以前の月分の児童扶養手当法による児童扶養手当、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当、障害児福祉手当及び特別障害者手当並びに国民年金法等の一部を改正する法律附則第九十七条第一項の規定による福祉手当については、なお従前の例による。

3　第一条の規定による改正後の児童扶養手当法施行令第二条の四第三項から第五項までの規定は、平成三十年四月以後の月分の児童扶養手当の支給の制限について適用し、同年三月以前の月分の児童扶養手当の支給の制限については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**政令第百九号**

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十三条第一項第四号、第十六条、第三十一条の六第一項第四号及び第七項並びに第三十二条第一項第四号及び第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第九号中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第七条第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　大学院に就学する児童に係る母子修学資金　就学期間中月額十三万二千円（博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千円）

第七条第十一号ロ中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第八条第一項の表母子就学支度資金の項、第十一条、第十九条第一項第二号及び第三十一条第九号中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十一条の五第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　大学院に就学する児童に係る父子修学資金　就学期間中月額十三万二千円（博士課程を履修する児童にあつては、十八万三千円）

第三十一条の五第十一号ロ中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十一条の六第一項の表父子就学支度資金の項中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十二条第八号中「大学」の下に「、大学院」を加え、「法第三十二条第一項第三号」を「同項第三号」に改める。

第三十六条第三号中「ハまで」を「ニまで」に改め、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　大学院に就学する寡婦の被扶養者に係る寡婦修学資金　就学期間中月額十三万二千円（博士課程を履修する寡婦の被扶養者にあつては、十八万三千円）

第三十六条第十一号ロ中「大学」の下に「、大学院」を加える。

第三十七条第一項の表寡婦就学支度資金の項中「大学」の下に「、大学院」を加える。

**附　則**

この政令は、平成三十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣　加藤　勝信
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年三月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

---

**政令第百十号**

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。